

# 札幌市学校保健会会則

## 第1章 名 称

第1条 この会は、札幌市学校保健会という。

## 第2章 目的 及び 活動

第2条 この会は、本市における学校保健に関係する団体が、相互の連絡を緊密にしながら学校保健の向上発展に寄与することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校保健普及振興に関わる事業
- (2) 学校保健の研修に関わる事業
- (3) 学校保健に関する調査、研究と交流事業
- (4) その他学校保健に関する事業

## 第3章 組 織

第4条 この会は、次に掲げる団体で組織する。

札幌市医師会 札幌市学校医協議会

- ・内科学校医
- ・耳鼻咽喉科学校医
- ・眼科学校医

札幌歯科医師会

札幌学校薬剤師会

札幌市PTA協議会

札幌市立幼稚園・こども園長会

札幌市小学校長会

札幌市中学校長会

札幌市立高等学校・特別支援学校長会

札幌市小学校教頭会

札幌市中学校教頭会

札幌市養護教員会

札幌市立高等学校・特別支援学校 養護教諭連絡協議会

札幌市学校給食栄養士会

札幌市保健主事連絡協議会

その他学校保健関係団体

2. 各団体から1名の理事と評議員を会員として構成する。ただし、必要に応じて2名以上とすることもできる。

## 第4章 役 員

第5条 この会に、次の役員をおく。

会 長 1名 副会長 若干名 監 事 2名

2. この会に顧問を置くことが出来る。

第6条 会長は、この会を代表し、評議員会並びに理事会を招集し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3. 監事は、会計及び業務が正常に運営されているかを監査する。

第7条 役員の任期は、所属団体の規約による。所属団体に規約がない場合、原則2年とする。

ただし、再任は妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 8 条 役員は、評議員会で承認を受ける。

#### 第 5 章 評 議 員 会

第 9 条 評議員会は、毎年 1 回開き、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 前年度の会務報告と会務計画案の審議
- (2) 予算及び決算に関する審議
- (3) 役員の選出に関する事
- (4) 会則の改正に関する事
- (5) その他必要事項

第 10 条 会長は、必要に応じて臨時評議員会を招集することができる。

第 11 条 評議員会は、役員及び理事、評議員、その他学校保健関係者をもって構成する。

#### 第 6 章 理 事 会

第 12 条 理事会は、会長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項を審議する。

- ・会務の執行に関する事項
- ・評議員会で決議された事項
- ・その他会長が必要と認めた事項

第 13 条 理事会は、役員及び理事、その他学校保健関係者をもって構成する。

#### 第 7 章 経 費

第 14 条 この会の経費は、負担金、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

第 15 条 組織する団体は、評議員会の決定による負担金を納める。

第 16 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 8 章 事 務 局

第 17 条 この会に事務局をおく。

2. 事務局は、会長から任命された市教職員で構成する。

3. 事務局に必要に応じて参与をおくことができる。

第 18 条 事務局は、会長から負託された業務について執行し、理事会に報告する。

第 19 条 この会則の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この会則は、昭和 43 年 12 月 1 日から施行する。

この改正会則は、昭和 48 年 5 月 19 日から施行する。

この改正会則は、昭和 49 年 5 月 22 日から施行する。

この改正会則は、昭和 58 年 6 月 21 日から施行する。

この改正会則は、平成 5 年 4 月 28 日から施行する。

この改正会則は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。(第 7 条、第 8 条)